

# 各制度における計算支援プログラムの扱い

表中のWebプログラムについては、国立研究開発法人建築研究所のHP(<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html>)からアクセス可能。

	非住宅	住宅
建築物省エネ法 【届出、適合性判定申請、 性能向上計画認定申請、 基準適合認定申請、 住宅事業建築主の報告】	<ul style="list-style-type: none"> <li>Webプログラム                             <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版) Ver. 2</li> <li>モデル建物法入力支援ツール Ver. 2</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Webプログラム                             <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版) Ver. 2</li> </ul> </li> </ul> <p>※外皮計算において、国立研究開発法人建築研究所HP「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報」に記載の方法を用いることとする。</p>
省エネ法(H28年度) 【届出】	<ul style="list-style-type: none"> <li>Webプログラム                             <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版) Ver. 2</li> <li>モデル建物法入力支援ツール Ver. 2</li> </ul> </li> </ul> <p>※H29.3.31までに届出を行う場合は、「エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版) Ver. 1」、「モデル建物法入力支援ツール Ver. 1」(ただし、5000m<sup>2</sup>以下、個別分散空調の場合に限る)による届出も可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Webプログラム                             <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版) Ver. 2</li> </ul> </li> </ul> <p>※H29.3.31までに届出／申請を行う場合は、「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版) Ver. 1」による届出／申請も可。</p> <p>※外皮計算において、「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版) Ver. 1」を用いる場合には、国立研究開発法人建築研究所HP「平成25年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報」に記載の方法を用いることとし、「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版) Ver. 2」を用いる場合には、国立研究開発法人建築研究所HP「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報」に記載の方法を用いることとする。</p>
エコまち法 【認定申請】	<ul style="list-style-type: none"> <li>Webプログラム                             <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版) Ver. 2</li> <li>モデル建物法入力支援ツール Ver. 2</li> </ul> </li> </ul> <p>※H29.3.31までに申請を行う場合は、「エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版) Ver. 1」による申請も可</p>	
品確法【評価申請】	—	
長期優良住宅法【認定申請】	—	

- WebプログラムのVer.1とは、H28.1の省エネ法告示改正前の建築主等の判断基準(H25基準)に基づいた計算支援プログラムであり、Ver.2とは、H28.1の省エネ法告示改正後の建築主等の判断基準及び建築物エネルギー消費性能基準(H28基準)に基づいた計算支援プログラムです。
- 年間150戸以上特定住宅(建売戸建住宅)を供給する住宅事業建築主が新築する建売戸建住宅の省エネ性能の報告においては、H28年度着工分(確認申請したもの)については、「住宅事業建築主の判断基準算定用Webプログラム」、「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版) Ver. 1」、「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版) Ver. 2」を、H29年度以降の着工分は「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版) Ver. 2」が使用可能です。
- 告示改正後の省エネ法に基づく非住宅の届出(H28年度)において、外皮基準(PAL\*)の適合が求められますのでご注意ください。